

# 令和4年度 公営 稲城・府中メモリアルパーク 墓地使用者の募集

申込みの  
しおり

## 特徴

- ①稲城市・府中市にお住まいの方に限り申し込みができる墓地です  
(居住年数等に一定の条件があります)
- ②3種類の墓地から選べます(バリアフリー対応)
- ③すべての墓地で生前や改葬での申し込みができます

申込期間

第1回 6月1日(水)から6月30日(木)まで  
第2回 9月1日(木)から9月30日(金)まで  
第3回 12月1日(木)から1月15日(日)まで

申込方法

郵送(上記各期間の最終日までの消印有効)または持参  
※先着順のため、抽選はありません。

問い合わせ先

稲城・府中墓苑組合(公営 稲城・府中メモリアルパーク管理事務所)  
〒206-0812 稲城市矢野口3567番地

☎ 042-379-9731

ホームページ <http://if-boenkumiai.jp/>

電話受付時間

午前8時30分から午後5時

※墓地使用者募集に関して、当組合から勧誘、あっせんの電話等をすることはありません。

# 募集内容

平面墓地・・・個別の墓石（家名表示板）を設置することによりご使用いただくタイプの墓地です。

## 芝生墓地（詳細は 9～11 ページ）



墓石とカロート（遺骨を納める場所）をあらかじめ設置している西洋風の墓地



貸出香炉で線香を使用できます（貸出香炉以外では、火気の使用はできません）

使用料	S-1 芝生墓地	125 万円	年間管理料	15,400 円（税込）
	S-2 有期限芝生墓地	85 万円		
募集数	S-1 芝生墓地	250 区画		
	S-2 有期限芝生墓地	50 区画		

※年間管理料の金額は、必要に応じて改定されることがあります。

※募集数は申込期間により異なります。

集合墓地・・・予め埋蔵する方を決めて申込む墓地です。使用料に管理料相当分が含まれています。

## 合葬式墓地（詳細は 12～14 ページ）



個別の納骨壇を備えた空調完備の集合墓地（一定期間経過後は建物内の合葬室に共同埋蔵）

使用料 （管理費含む）	1 体用…178,200 円
	2 体用…356,400 円
募集数	1 体用…110 枠
	2 体用…115 枠

※募集数は申込期間により異なります。

## 樹林式墓地（詳細は 15～17 ページ）



自然を感じる樹林の下の共同埋蔵施設に遺骨を埋蔵する墓地

使用料 （管理費含む）	1 体用…214,000 円
	2 体用…428,000 円
募集数	1 体用…60 枠
	2 体用…120 枠

合葬式墓地 1 体用は 1 件で複数枠の申し込みができます

# 目次

## お申し込みの前にお読みください

申込みから使用許可まで	2
申込方法	3
申込墓地の種類を確認する	4
申込資格の概要	5
申込みに伴う注意事項	6
用語の解説	6
よくある質問	7

## 各墓地の概要と募集案内

芝生墓地	9
合葬式墓地	12
樹林式墓地	15
申込資格の確認について	18
使用許可について	21
使用上の注意・制限等	22
使用者の責務等	23
苑内案内図	24

## 使用申込書

使用申込書①(芝生墓地)	31
使用申込書②(合葬式墓地)	33
使用申込書③(樹林式墓地)	35
苑内施設のご案内	37

公営 稲城・府中メモリアルパークへの交通案内図	裏表紙
-------------------------	-----

# 申込みから使用許可まで

## 申込受付期間

第1回募集：令和4年6月1日（水）から6月30日（木）  
第2回募集：令和4年9月1日（木）から9月30日（金）  
第3回募集：令和4年12月1日（木）から令和5年1月15日（日）  
使用申込書等にご記入の上、組合あてに郵送または持参してください。  
使用申込書は本しおりに挟み込んであります

「申込方法」はP3、「各墓地の概要と募集案内」はP9以降をご確認ください。

（募集数に達するまで先着順で受け付けます。抽選はおこないません。）

## 書類審査

### 申込受付後順次ご案内

申込資格の確認等のため、書類審査のご案内を順次郵送いたします。

「申込資格の確認について」はP18以降をご確認ください。

## 使用料・ 管理料納入 (使用許可申請書の提出)

### 書類審査通過後順次ご案内

墓地使用許可申請書の提出及び使用料・管理料等の支払いを期限までをお願いいたします。

「使用許可について」はP21以降をご確認ください。

## 使用許可

### 墓地使用許可申請書の提出、使用料・管理料の入金確認後順次

墓地使用許可証を交付します。  
許可後、芝生墓地使用者の方は家名表示板の設置工事を行った上で納骨することができます。合葬式墓地・樹林式墓地使用者の方は納骨することができます。

## 個人情報の取り扱いについて

申込みの際にいただいた個人情報については、当募集に関わるご案内のみに使用します。また、使用者となられた方については、墓地の管理運営業務のためにも使用します。お預かりした個人情報は、その保護について万全を期すとともに、ご本人の同意なしに第三者に開示・提供することはありません。ただし、法令等により開示を求められた場合を除きます。

# 申込方法

29ページ以降にある使用申込書にご記入の上、組合あてに郵送または持参により申し込んでください。

## 1 はじめに

申込区分ごとに申込資格が異なります。5ページの申込資格の概要、および各墓地の案内（芝生墓地:9ページ、合葬式墓地:12ページ、樹林式墓地:15ページ）で申込資格を確認してください。

※申込みは、資格のある方1人1件限りです。

「合葬式墓地1体用」は、1件で複数枠の申し込みができます

合葬式墓地1体用複数申込に限り、1件で複数枠の申し込みが可能です。また、希望に応じて納骨壇の位置を並べて配置することができます（並べて配置しますので、「2体用」「3体用」・・・に準じた形でご使用いただけます。）

ご希望の場合は、使用申込書②の「納骨壇の位置について並べて配置を希望しますか」の欄で「はい」にチェックしてください。

## 2 「使用申込書」への記入

29ページ以降にある「令和4年度 公営 稲城・府中メモリアルパーク使用申込書」に必要事項を記入してください（文字の消えない筆記具で記入してください）。

## 3 封筒へ封入して郵送または持参

〈郵送の場合〉

「使用申込書」を、本しおりに挟み込まれている封筒に入れ、封筒の両面に必要事項を記入し切手を貼り、郵送してください。各申込期間の最終日までの消印有効となります。

〈持参の場合〉

「使用申込書」を、公営 稲城・府中メモリアルパーク管理事務所に持参してください。

（管理事務所受付時間）

午前8時30分から午後5時（1月1日から3日を除く）

## 4 注意事項

6ページに「申込みに伴う注意事項」、7、8ページに「よくある質問」についてまとめています。事前によく読みいただいたうえで申込みください。

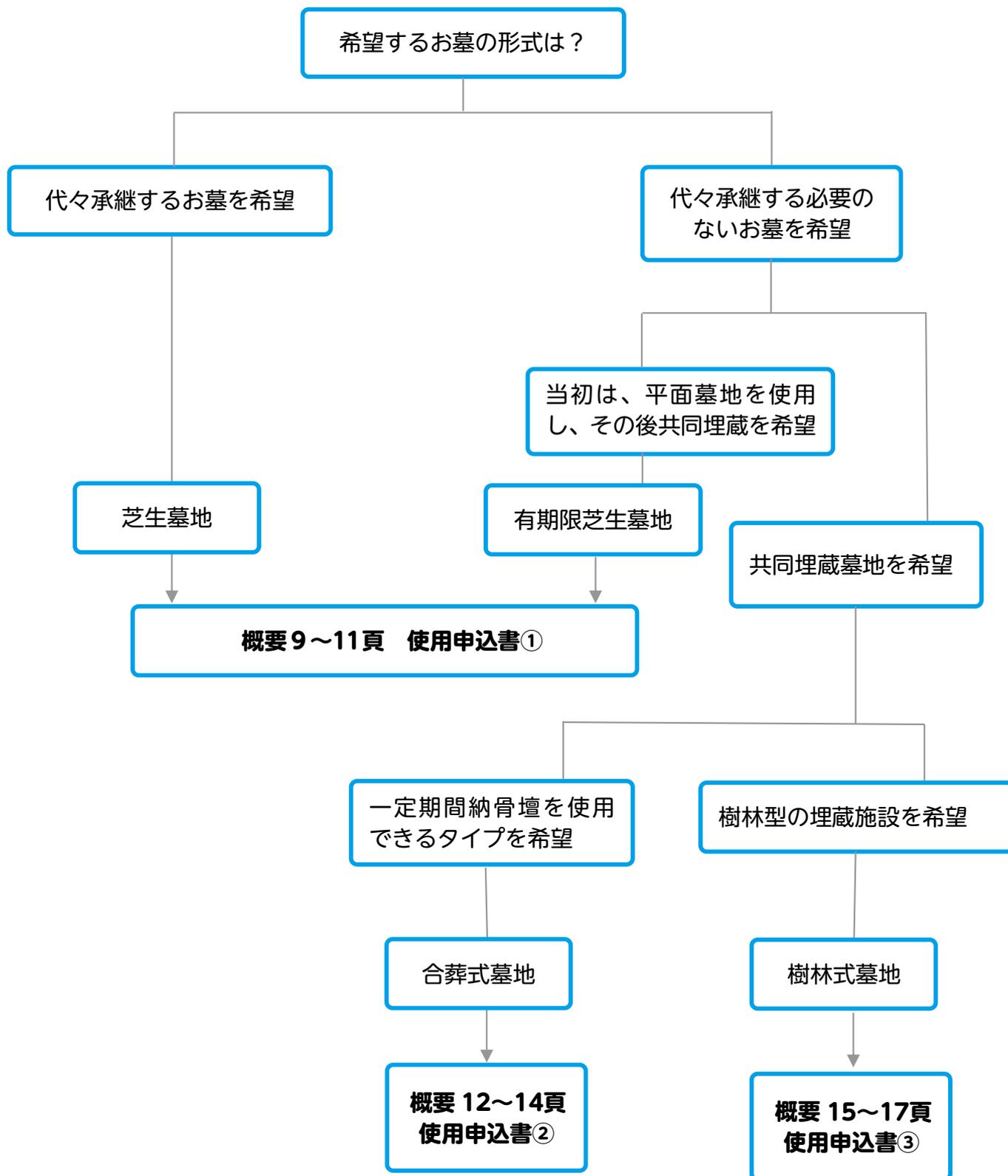
使用申込書はホームページからも印刷できます

◎使用申込書は、「公営 稲城・府中メモリアルパーク」のホームページから印刷したもので申し込むこともできます。詳しくは「公営 稲城・府中メモリアルパーク」ホームページ（URL：http://if-boenkumiai.jp/）をご覧ください。

◎ホームページから印刷した使用申込書で申し込む場合には、公営 稲城・府中メモリアルパーク管理事務所に郵送（封筒は各自ご用意ください）または持参してください。

# 申込墓地の種類を確認する

## 希望施設早見表



# 申込資格の概要



…申込者本人



…存命の埋蔵予定者



…ご遺骨

申込区分		資格要件	申込者と申込遺骨 (埋蔵予定者)との関係※1	申込者の要件
芝生墓地・有期限芝生墓地			●祭祀の主宰者 ●一定範囲内の親族等	①稲城市又は府中市に1年以上(令和3年6月1日以前から)継続して居住していること  ②稲城市又は府中市が課する公租公課を滞納していないこと
合葬式墓地 ※2	1 体用	遺骨所持1体	●一定範囲内の親族等	
		生前1体	●申込者本人	
		1体用複数申込	●申込者本人または一定範囲内の親族等	
	2 体用	遺骨所持2体	●一定範囲内の親族等	
		遺骨所持1体+生前1体	●申込者本人 ●一定範囲内の親族等	
		生前2体	●申込者本人 ●一定範囲内の親族等	
樹林式墓地 ※2	1 体用	遺骨所持1体	●一定範囲内の親族等	
		生前1体	●申込者本人	
	2 体用	遺骨所持2体	●一定範囲内の親族等	
		遺骨所持1体+生前1体	●申込者本人 ●一定範囲内の親族等	
		生前2体	●申込者本人 ●一定範囲内の親族等	

※1 申込者と申込遺骨との関係は、記載事項を満たしている必要があります。

(例1) 芝生墓地・有期限芝生墓地で遺骨をお持ちの方が申込の場合

申込者が申込遺骨の祭祀の主宰者であり、かつ、申込遺骨が一定範囲内の親族等の遺骨である。

(例2) 合葬式墓地(遺骨所持1体+生前1体)の場合

申込者本人が埋蔵予定者であり、かつ、申込遺骨が申込者の一定範囲内の親族等の遺骨である。

※2 合葬式墓地及び樹林式墓地の遺骨所持は、改葬骨を含みます。

## 申込みに伴う注意事項

- 1 使用申込書の記載内容が事実と異なることが明らかになった場合は失格となります。
- 2 申込みは、資格のある方1人1件限り（芝生墓地は1世帯で1件の申し込みに限る）です。ただし、合葬式墓地1体用は1件で複数枠の申し込みが可能です。
- 3 氏名に常用漢字以外の漢字等が含まれている場合、類似する文字に置き換えて取扱うことがあります。
- 4 全ての申込区分において、分骨・遺品・遺髪での申し込みはできません。
- 5 申込後、親族の了解が得られず辞退されるケースが毎年生じています。事前に親族間で十分に話し合いをしたうえで申し込んでください。

## 用語の解説

申込者	墓地を使用したいという意思があり、申込みをする方（現在ご存命の方）のことをいいます。
申込遺骨	現在守っている遺骨で、埋蔵するために、墓地の使用を必要とする遺骨のことをいいます。
埋蔵予定者	合葬式墓地・樹林式墓地に申込みをする現在ご存命の方及び将来埋蔵を希望される方のことをいいます。
祭祀の主宰者	この申込みにおいては、葬儀の喪主等を務めた方、死亡届を提出した方等、遺骨を守っていく立場にある方のことをいいます。詳細は19ページをご覧ください。
一定範囲内の親族等	申込者との関係が以下のとおりであることをいいます。 ① 配偶者（事実上の婚姻関係を含む） ② 血族・姻族3親等以内（父母、祖父母、子、孫、曾祖父母、曾孫、兄弟姉妹、おじ、おば、おい、めい） ③ 養父、養母、養子



<hr/>
---

## よくある質問

### 各墓地共通

- Q1. 稲城市または府中市に1年以上住んでいるということが申込みの要件にあるようですが、申込日時点で1年以上住んでいれば大丈夫ですか？
- A. 令和4年度の募集開始は、6月1日からですので、令和4年6月1日より1年以上前から稲城市または府中市に継続して居住している方で、住民登録されている方が申し込むことができます。
- Q2. 稲城市・府中市に住んでいた家族が亡くなったのですが、申し込むことはできますか？
- A. 亡くなった方の住所に関わらず、申込者が稲城市・府中市に居住しているなど申込資格を満たしている場合は、申し込むことができます。
- Q3. 申し込み後、急に稲城市・府中市以外に引っ越すことになりました。このまま手続きを継続して使用許可を受けることはできますか？
- A. 使用許可日時点で、稲城市または府中市の住民でなければならないことから、手続きの継続はできません。また、申込者が手続きの途中で亡くなられた場合も同様です。
- Q4. 「公営 稲城・府中メモリアルパーク」に行くには、どのような方法がありますか？
- A. お車のほか墓参時期にはJR南武線「稲城長沼駅」及び京王相模原線「稲城駅」から京王バスがご利用いただけます。その他の期間については、稲城駅から徒歩、またはタクシーをご利用いただいております。
- Q5. 墓地使用料の支払方法を分割払いにすることはできますか？
- A. 書類審査が完了し、当組合が指定する日までに支払いを完了していただく必要がありますので、分割払いは受け付けておりません。
- Q6. 使用許可後に、稲城市・府中市以外に引っ越す場合や、お墓を継ぐ人が稲城市・府中市以外に居住している場合は墓地を使用できなくなるのですか？
- A. 使用許可後に引っ越した場合や、お墓を継ぐ人が稲城市・府中市以外に居住していても墓地の使用は可能です。
- Q7. 公営 稲城・府中メモリアルパークには、ペットの骨を埋蔵できる施設はありますか？
- A. 当パーク内には、ペットの骨を埋蔵する施設はございません。また、全ての種類の墓地において人骨以外の焼骨を埋蔵することはできません。

### 芝生墓地

- Q8. 2世帯住宅に両親と私の家族で居住しているのですが、芝生墓地にそれぞれ申し込むことはできますか？
- A. 住民票（住民基本台帳）上の世帯が分かれば、それぞれの世帯で1件の申込みが可能です。ただし、同一遺骨で申し込むことはできません。
- Q9. 墓地管理料を、例えば20年分など、まとめて前払いすることはできますか？
- A. 墓地管理料の前払い制度はございません。毎年1回のお支払いをお願いしております。なお、管理料の支払い方法は納め忘れのない口座振替が大変便利です。

## よくある質問

### Q 10. 芝生墓地で、将来お墓を継ぐ人がいない場合はどのようにすれば良いですか？

- A. 芝生墓地は代々承継していく形態の墓地ですが、将来次の承継者がいないことが明らかな場合は、芝生墓地を原状回復し、返還していただく必要があります。返還時に、芝生墓地を原状回復した上で、合葬式墓地の使用許可申請をしていただき、墓地1基につき5万円の使用料をお支払いいただくことで、埋蔵されている遺骨を合葬式墓地内の合葬室に埋蔵することができます。（「稲城・府中墓苑組合墓苑の設置及び管理に関する条例」第16条および第17条）

### Q 11. 有期限芝生墓地とは、どのようなお墓ですか？

- A. 有期限芝生墓地は令和4年度より募集を開始することになったものです。芝生墓地に有期限のエリアを設け、使用許可日より30年間ご使用いただけます。家名表示板の設置義務や、墓地管理料のお支払いについては、従来の芝生墓地と同じですが、30年の使用期間満了時の墓地の原状回復費用と、既に埋蔵されている遺骨を合葬式墓地内の合葬室に共同埋蔵する費用が含まれた使用料となっています。

### 合葬式墓地

### Q 12. 合葬式墓地のお墓参りは、納骨壇の前まで行けるのですか？

- A. 合葬式墓地の建物内に入ることができるのは、納骨時のみとなります。合葬式墓地建物を一つのお墓として、建物正面に設けられた献花台前においてお花とお線香を手向けてください。

### Q 13. 合葬式墓地1体用の複数申込は、納骨壇を並べて配置できるとのことですが、「並べて配置」というのは縦並びでしょうか、横並びでしょうか。また、納骨壇の位置は指定できるのですか？

- A. 納骨壇の「並べて配置」については、横並びを原則とします。縦並び等並べ方のご希望がある場合には個別にお問い合わせください。また、組合において順次配置をしますので、納骨壇の位置の指定はできません。

### Q 14. 存命の稲城市・府中市に住んでいる母のために、合葬式墓地1体用への申込みを検討していますが、高齢で手続きを行うのが困難なので、稲城市・府中市に住んでいる私が申し込むことはできますか？

- A. 合葬式墓地に生前で申し込む場合、申込者本人が埋蔵予定者に含まれる必要があるため、申し込むことはできません。埋蔵予定者であるお母様の名義で申し込んでください。

### Q 15. 生前に合葬式墓地の使用許可を受けた場合、いずれ自分が亡くなったら、埋蔵はどうすれば良いですか？

- A. 生前に使用許可を受けた方は、ご自分が亡くなった際に、合葬式墓地へ遺骨の埋蔵がなされるよう、あらかじめ必要な措置を講じておいてください。

### 樹林式墓地

### Q 16. 樹林式墓地の埋蔵の位置は選べるのでしょうか？

- A. 樹林式墓地は、納骨の手続き順に埋蔵させていただきますので、埋蔵の位置指定はできません。

### Q 17. 生前に樹林式墓地の使用許可を受けた場合、いずれ自分が亡くなったら、埋蔵はどうすれば良いですか？

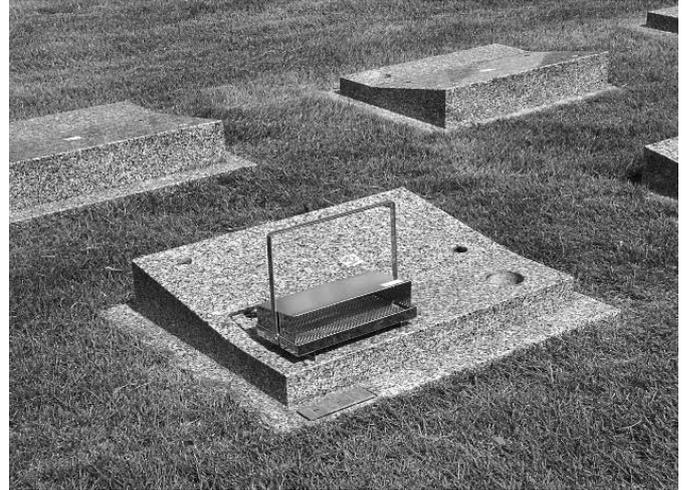
- A. 生前に使用許可を受けた方は、ご自分が亡くなった際に、樹林式墓地へ遺骨の埋蔵がなされるよう、あらかじめ必要な措置を講じておいてください。



## 芝生墓地について



芝生墓地（墓石のみ設置済み）  
※写真は家名等表示板、花立ての設置例です



貸出香炉で線香を使用できます  
(貸出香炉以外では、火気の使用はできません)

### 特色

- (1) 一面芝生の平坦地に、等間隔に墓石とカロート（遺骨を納める場所）を設置しています。  
※使用許可時にお支払いいただく使用料には、墓石とカロートの設置費用が含まれています。  
※1区画あたりの大きさは、概ね横1m×縦1.5mです。ただし、芝生部分は共用通路を兼ねています。
- (2) 墓石の上に、家名・名前等を刻んだ家名等表示板を使用者の負担で設置していただくことでご使用いただけます。
- (3) カロートは、直径21cm（7寸）の骨壺を6個収納できる広さがあります。  
※遺骨を骨壺から納骨袋に移し替えることなどにより、7体以上埋蔵することができます。
- (4) 家名等表示板には、規格・表示内容等の制限があります。詳細は22ページをご覧ください。
- (5) 墓石やカロートの改造、囲障や塔婆立ての設置等はできません。
- (6) 芝生墓地には、使用期限に定めのないもの（申込区分S-1）と、使用許可日から起算して30年間芝生墓地を使用できる有期限芝生墓地（申込区分S-2）があります。
- (7) 有期限芝生墓地に埋蔵された遺骨は、使用期間満了後に合葬式墓地内の合葬室に埋蔵します。

### 埋蔵について

- (1) 親族の遺骨を埋蔵することができます。
- (2) 遺骨を埋蔵する場合や取り出す場合は、事前に管理事務所への届出が必要です。
- (3) ペットの骨の埋蔵はできません。

### 墓参について

- (1) 芝生墓地内では、当苑で貸出する香炉に限り、線香を使用できます。火災予防の観点から、貸出香炉以外の火気（線香等）の使用はできません。また、天候（強風等）により香炉の貸し出しが中止となる場合があります。
- (2) 供物は、お帰りの際にお持ち帰りいただきます。



## 芝生墓地の募集内容

申込書① (31 ページ) を使用

申込区分			募集数			使用料 (許可時のみ)	管理料 (年1回)
S-1	芝生墓地	遺骨所持 (改葬含)	250区画			125万円	15,400円 (税込) ※管理料の金額は、改定されることがあります。
			募集内訳	第1回	150		
		第2回		50			
		第3回		50			
生前							
S-2	有期限 芝生墓地	遺骨所持 (改葬含)	50区画			85万円	
			募集内訳	第1回	30		
		第2回		10			
		第3回		10			
生前							

※第1回、第2回の募集数に残が生じた場合には、次の回に繰り越します。

(例) 第1回募集時に応募が120区画だった場合は、第2回募集時に80区画(50+30)募集します。

※芝生墓地各ブロックの募集数に上限は設けておりません。各ブロック共に空き区画がなくなり次第、受付終了となります。ブロックごとに空き区画数が異なります。Gブロックに空き区画はありません。

## 申込資格

### 1 全区分共通申込資格

次の全てに該当すること

- (1) 稲城市又は府中市に1年以上(令和3年6月1日以前から)継続して居住しており、それを住民票で証明できる方(1年以内に稲城市・府中市間で転居している方を含む)
- (2) 現に芝生墓地・普通墓地・合葬式墓地・樹林式墓地の使用許可を受けていない方
- (3) 現に合葬式墓地・樹林式墓地に埋蔵される予定ではない方
- (4) 稲城市又は府中市が課する公租公課を滞納していない方

※芝生墓地、1世帯(住民票【住民基本台帳】の世帯)につき1件の申込みに限ります。

### 2 「遺骨所持」区分申込資格

上記「1 全区分共通申込資格」のほか、次の全てに該当すること

- (1) 申込者から見て一定範囲内の親族等(※定義は6ページをご確認ください。)の遺骨をお持ちの方で、申込遺骨の祭祀の主宰者(※定義は6ページをご確認ください。)である方
- (2) 次の①~③のいずれかの遺骨をお持ちの方
  - ① 自宅もしくは寺院等に安置している方
  - ② 都立霊園等の一時収蔵施設に預けている方
  - ③ 公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵・収蔵している方

## 芝生墓地に関する注意事項

- ◎芝生墓地に申し込まれた方は、それ以外の形態の墓地（合葬式墓地・樹林式墓地）に申し込むことはできません。
- ◎遺骨の有無に関わらず、使用許可日から1年以内に名前等を刻んだ家名等表示板を設置する必要があります。家名等表示板の詳細は22ページをご覧ください。
- ◎「遺骨所持」区分で使用許可を受けた方は、使用許可日から1年以内に申込遺骨を埋蔵する必要があります。
- ◎分骨・遺品・遺髪等での申込みはできません。
- ◎使用許可日まで、稲城市及び府中市以外に転出した場合は、失格となります。

## 芝生墓地のブロックについて

## 「申込区分S-1 芝生墓地」申込の場合

- ◎使用申込書に、希望ブロックを記入することができます。
- ◎芝生墓地全体が、12ブロックに分かれています。(24、25ページの苑内案内図をご覧ください。)
- ただし、Gブロックは空き区画はありませんので、今年度の募集はありません。
- ◎申込受付順に希望するブロックに割り振ります。受付時に、第1希望としたブロックに空きがない場合は、第2希望、第3希望のブロックとなります。ブロックの希望がない場合は、稲城・府中墓苑組合がブロックを割り振ります。
- ◎ブロック内の使用区画の希望はできません。使用区画は稲城・府中墓苑組合が割り振ります。

## 「申込区分S-2 有期限芝生墓地」申込の場合

- ◎有期限芝生墓地は、ブロック及び区画の希望はできません。稲城・府中墓苑組合が割り振ります。
- ◎有期限芝生墓地のブロックは、「M」となります。

## 資格審査書類について

- ・書類審査の際に次に指定する全ての書類を提出していただきます。

## 1 全区分共通の提出書類（全ての申込者が該当）

- (1) 令和4年6月1日以降に交付された、申込者が属する世帯の全員が記載されている住民票
- (2) 公租公課の滞納がないことの申立書

## 2 「遺骨所持」区分の提出書類

上記「1 全区分共通の提出書類」のほか、下記の書類を提出していただきます。

- (1) 戸籍謄本等（申込者と申込遺骨との続柄がわかるもの）  
※胎児の遺骨で申し込む場合は、20ページをご覧ください。
- (2) 埋火葬許可証、一時収蔵施設使用許可証又は霊園発行の遺骨引渡証明書のコピー  
※改葬骨の場合は、埋蔵・収蔵証明書または改葬許可証のコピー
- (3) 祭祀の主宰者であることを証明する書類のコピー（詳細は19ページをご覧ください。）



## 合葬式墓地について



合葬式墓地

(墓地手前の墓誌に埋蔵者名の刻字ができます※費用別途)



建物内部の納骨壇 (写真は1体用です)

### 特色

- (1) 1つの大きな建物型のお墓に多くの遺骨を共同で埋蔵する施設です。  
※建物内には空調を備え、温度・湿度を一定に保っています。
- (2) お墓を継ぐ人がいない方も申し込むことができます。
- (3) 使用許可日から起算して20年間は、建物内にある納骨壇に、遺骨を骨壺等に納めた状態で埋蔵し、その後は建物内にある合葬室に埋蔵（遺骨を骨壺等から個別の納骨袋に移したうえで共同埋蔵）します。  
※「使用許可日」とは、「墓地使用許可証」に記載されている「許可年月日」です。
- (4) 納骨壇には1体用と2体用があり、使用許可を受けた遺骨のみ埋蔵することができます。
- (5) 毎年の管理料相当分は、使用許可時にお支払いいただく使用料に含まれているため、後年度の負担はありません。
- (6) 建物正面に設けられた墓誌に埋蔵者名を刻字することができます。刻字する場合の費用は、使用者の負担となります。

### 埋蔵について

- (1) 納骨壇に遺骨を埋蔵する場合は、事前に管理事務所への届出が必要です。
- (2) 遺骨の埋蔵は職員が行いますが、希望する場合は立ち会うことができます。
- (3) 遺骨は、骨壺等の長期保存に耐えうる容器に納め、その大きさは、幅及び奥行きが22cm以内、高さ27cm以内（直径21cm（7寸）の骨壺は埋蔵可）とします。
- (4) 納骨壇の使用期間について、使用許可を受けた方もしくは、埋蔵される予定の方で使用許可を受けた方が死亡した後にその地位を承継した方に限り、1回に限り更新を申請して、最長40年間使用することができます。ただし、更新する場合は別途使用料がかかります。

### 墓参について

- (1) 花や線香は、建物正面に設けられた献花台において手向けることができます。
- (2) 納骨壇に遺骨を埋蔵する時以外は建物内に入ることができません。
- (3) 供物は、お帰りの際にお持ち帰りいただきます。
- (4) 献花台で法事等を行う場合は、他の墓参者にご配慮をお願いします。



## 合葬式墓地の募集内容

申込書② (33 ページ) を使用



…申込者本人



…存命の埋蔵予定者



…ご遺骨

申込区分		募集数		使用料 (許可時のみ)
1 体用	遺骨所持 1 体	110 枠		17万8,200円 (1体あたり)
	生前 1 体	募集内訳	第1回 60	
	1 体用複数申込		第2回 30	
		第3回 20		
2 体用	遺骨所持 2 体	115 枠		35万6,400円
	遺骨所持 1 体 + 生前 1 体	募集内訳	第1回 65	
	生前 2 体		第2回 30	
		第3回 20		

※第1回、第2回の募集数に残が生じた場合には、次の回に繰り越します。

(例) 1体用で、第1回募集時に応募が50枠だった場合は、第2回募集時に40枠(30+10)募集します。

### 合葬式墓地 1体用複数申込は、1件で複数枠の申し込みができます

合葬式墓地 1体用複数申込に限り、1件で複数枠の申し込みが可能です。また、希望に応じて納骨壇の位置を並べて配置することができます(並べて配置しますので、「2体用」「3体用」・に準じた形でご使用いただけます。※原則横並び)

ご希望の場合は、使用申込書「納骨壇の位置について並べて配置を希望しますか」の欄で「はい」にチェックしてください。

## 申込資格

### 1 共通申込資格

次の全てに該当すること

- 稲城市又は府中市に1年以上(令和3年6月1日以前から)継続して居住しており、それを住民票で証明できる方(1年以内に稲城市・府中市間で転居している方を含む)
- 現に芝生墓地・普通墓地の使用許可を受けていない方
- 稲城市又は府中市が課する公租公課を滞納していない方

※1人につき1件の申込みに限ります。

※現に合葬式墓地・樹林式墓地の使用許可を受けている方が、使用許可の対象となった遺骨以外の遺骨をお持ちの場合は、新たに合葬式墓地を申し込むことができます。

### 2 遺骨所持申込資格

上記「1 共通申込資格」のほか、次の全てに該当すること

- 申込者から見て一定範囲内の親族等(※定義は6ページをご確認ください。)の遺骨をお持ちの方
- 次の①～③のいずれかの遺骨をお持ちの方

- ①自宅もしくは寺院等に安置している方
- ②都立霊園等の一時収蔵施設に預けている方
- ③公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵・収蔵している方

※改葬骨での申し込みもできます。

### 3 生前申込資格

前頁「1 共通申込資格」のほか、次の全てに該当すること

- (1) 申込者が使用するために申し込むこと（※申込者が埋蔵予定者に含まれていない場合は無効となります）
- (2) 生前2体以上申込みの場合においては、申込者と一定範囲内の親族等（※定義は6ページをご確認ください）の関係にある現在ご存命の方が使用するために申し込むこと
- (3) 生前2体以上申込みの場合においては、埋蔵される予定の方が現に芝生墓地・普通墓地の使用許可を受けていないこと

### 合葬式墓地に関する注意事項

- ◎分骨・遺品・遺髪等での申込みはできません。
- ◎使用許可日までに、稲城市及び府中市以外に転出した場合は、失格となります。
- ◎合葬式墓地に申し込まれた方は、それ以外の形態の墓地（芝生墓地・樹林式墓地）に申し込むことはできません。
- ◎使用する納骨壇の位置の希望及び変更はできません。使用する納骨壇の位置は稲城・府中墓苑組合が割り振ります。
- ◎使用許可を受けた遺骨以外の埋蔵はできません。
- ◎遺骨所持区分で使用許可を受けた場合、使用許可日から1年以内に申込遺骨を埋蔵する必要があります。
- ◎使用期間の開始日は、使用許可日です。使用許可日から使用する権利が発生しますので、遺骨を埋蔵しなくても、納入した使用料はお返しできません。
- ◎生前区分で使用許可を受けた場合、納骨壇を使用する前に、納骨壇の使用期間（20年）が満了する場合があります。納骨壇の使用期間満了後に納骨されるときは、建物内の合葬室に遺骨を埋蔵します。
- ◎生前区分で使用許可を受けた方は、ご自分が死亡した際に、合葬式墓地へ遺骨の埋蔵がなされるよう、あらかじめ必要な措置を講じておいてください。
- ◎合葬室に埋蔵した遺骨は、お返しすること（改葬）ができません。

### 資格審査書類について

- ・書類審査の際に次に指定する全ての書類を提出していただきます。

#### 1 遺骨所持提出書類

- (1) 令和4年6月1日以降に交付された、申込者が属する世帯の全員が記載されている住民票
- (2) 公租公課の滞納がないことの申立書
- (3) 戸籍謄本等（申込者と申込遺骨との続柄がわかるもの）  
※胎児の遺骨で申し込む場合は、20ページをご覧ください。
- (4) 埋火葬許可証、一時収蔵施設使用許可証、霊園発行の遺骨引渡証明書又は埋蔵・収蔵証明書等のコピー（改葬許可証のコピーが提出できる場合は、それでも可）

#### 2 生前提出書類

- (1) 令和4年6月1日以降に交付された、申込者が属する世帯の全員が記載されている住民票
- (2) 公租公課の滞納がないことの申立書
- (3) 生前2体以上申込みの場合においては戸籍謄本等（申込者と埋蔵される予定の方との続柄がわかるもの）



## 樹林式墓地について



樹林式墓地



墓誌

(ご希望の方は埋蔵者名を刻字することができます)

### 特色

- (1) 自然を感じる樹林の下の共同埋蔵施設に、多くの遺骨を共同で埋蔵する墓地です。
- (2) お墓を継ぐ人がいない方も申し込むことができます。
- (3) 毎年の管理料相当分は、使用許可時にお支払いいただく使用料に含まれているため、後年度の負担はありません。
- (4) 献花台横に設けられた墓誌に埋蔵者名を刻字することができます。刻字する場合の費用は、使用者の負担となります。詳細は22ページをご覧ください。

### 埋蔵方法

- (1) 遺骨を埋蔵する場合は、事前に管理事務所への届出が必要です。
- (2) 遺骨は、骨壺等から納骨袋に移し替えた状態で、樹林の下にある共同埋蔵施設に共同埋蔵します。
- (3) 埋蔵は月1回程度、墓参時間外に職員が行いますので、埋蔵に立ち会うことはできません。埋蔵が終わりましたら、後日文書でご連絡します。

### 墓参方法

- (1) 花や線香は、墓地正面に設けられた献花台において手向けることができます。
- (2) 供物は、お帰りの際にお持ち帰りいただきます。
- (3) 献花台で法事等を行う場合は、他の墓参者にご配慮をお願いします。



## 樹林式墓地の募集内容

申込書③ (35 ページ) を使用

 …申込者本人
  …存命の埋蔵予定者
  …ご遺骨

申込区分		募集数		使用料 (許可時のみ)	
1 体用	遺骨所持 1 体 	60 枠		21 万 4,000 円	
	生前 1 体 	募集内訳	第 1 回		30
			第 2 回		20
		第 3 回	10		
2 体用	遺骨所持 2 体 	120 枠		42 万 8,000 円	
	遺骨所持 1 体 + 生前 1 体  	募集内訳	第 1 回		60
		第 2 回	40		
	生前 2 体 	第 3 回	20		

※第 1 回、第 2 回の募集数に残が生じた場合には、次の回に繰り越します。

(例) 2 体用で、第 1 回募集時に応募が 40 枠だった場合は、第 2 回募集時に 60 枠 (20+40) 募集します。

## 申込資格

### 1 共通申込資格

次の全てに該当すること

- 稲城市又は府中市に 1 年以上 (令和 3 年 6 月 1 日以前から) 継続して居住しており、それを住民票で証明できる方 (1 年以内に稲城市・府中市間で転居している方を含む)
- 現に芝生墓地・普通墓地の使用許可を受けていない方
- 稲城市又は府中市が課する公租公課を滞納していない方

※ 1 人につき 1 件の申込みに限ります。

※ 現に合葬式墓地・樹林式墓地の使用許可を受けている方が、使用許可の対象となった遺骨以外の遺骨をお持ちの場合は、新たに樹林式墓地を申し込むことができます。

### 2 遺骨所持申込資格

上記「1 共通申込資格」のほか、次の全てに該当すること

- 申込者から見て一定範囲内の親族等 (※定義は 6 ページをご確認ください) の遺骨をお持ちの方
- 次の①～③のいずれかの遺骨をお持ちの方
  - 自宅もしくは寺院等に安置している方
  - 都立霊園一時収蔵施設に預けている方
  - 公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵・収蔵している方

※ 改葬骨での申し込みもできます。

### 3 生前申込資格

上記「1 共通申込資格」のほか、次の全てに該当すること

- 申込者が使用するために申し込むこと (※申込者が埋蔵予定者に含まれていない場合は無効となります)
- 生前 2 体以上申し込みの場合においては、申込者と一定範囲内の親族等 (※定義は 6 ページをご確認ください) の関係にある現在ご存命の方が使用するために申し込むこと
- 生前 2 体申込みの場合においては、埋蔵される予定の方が現に芝生墓地・普通墓地の使用許可を受けていないこと

## 樹林式墓地に関する注意事項

- ◎分骨・遺品・遺髪等での申し込みはできません。
- ◎使用許可日までに、稲城市及び府中市以外に転出した場合は、失格となります。
- ◎樹林式墓地に申し込まれた方は、それ以外の形態の墓地（芝生墓地・合葬式墓地）に申し込むことはできません。
- ◎埋蔵手続きが完了した順番に埋蔵を行いますので、使用する共同埋蔵施設の位置の希望はできません。
- ◎埋蔵は月1回程度、墓参時間外に職員が行いますので、埋蔵に立ち会うことはできません。  
埋蔵が終わりましたら、後日文書でご連絡します。
- ◎遺骨を納めた骨壺等はお返しできません。
- ◎使用許可を受けた遺骨以外の埋蔵はできません。
- ◎遺骨所持区分で使用許可を受けた場合、使用許可日から1年以内に申込遺骨を埋蔵する必要があります。
- ◎納入した使用料はお返しできません。
- ◎生前区分で使用許可を受けた場合、ご自分が死亡した際に、樹林式墓地へ遺骨の埋蔵がなされるよう、あらかじめ必要な措置を講じておいてください。
- ◎埋蔵した遺骨は、お返しすること（改葬）ができません。

## 当選者資格審査書類について

- ・書類審査の際に次に指定する全ての書類を提出していただきます。

## 1 遺骨所持提出書類

- (1) 令和4年6月1日以降に交付された、申込者が属する世帯の全員が記載されている住民票
- (2) 公租公課の滞納がないことの申立書
- (3) 戸籍謄本等（申込者と申込遺骨との続柄がわかるもの）  
※胎児の遺骨で申し込む場合は、20ページをご覧ください。
- (4) 埋火葬許可証、都立霊園一時収蔵施設使用許可証、都立霊園発行の遺骨引渡証明書又は埋蔵・収蔵証明書等のコピー（改葬許可証のコピーが提出できる場合は、それでも可）

## 2 生前提出書類

- (1) 令和4年6月1日以降に交付された、申込者が属する世帯の全員が記載されている住民票
- (2) 公租公課の滞納がないことの申立書
- (3) 生前2体申し込みの場合においては戸籍謄本等（申込者と埋蔵される予定の方との続柄がわかるもの）

# 申込資格の確認について

## 書類審査

- ◎申込資格の確認等のため、書類審査を行います。
- ◎必要書類等の詳細については、申込受付後に別途お知らせいたします。

## 注意事項

- ◎必要な事項の確認ができないときは、申込資格が認められない場合がありますのでご注意ください。
- ◎提出していただいた書類は原則返却いたしませんのでご了承ください。

## 居住要件の確認について

- ◎申込者は、申込期間開始日（令和4年6月1日）において、稲城市又は府中市に1年以上継続して居住していることが必要であり、それを住民票で証明していただきます。
- ◎1年以内に稲城市・府中市間で転居している場合、書類審査の際に住民票の除票が必要になります。現在居住する市の住民票に加え、以前に居住していた市で住民票の除票を発行してもらってください。




# 申込資格の確認について

## 祭祀の主宰者の証明について

◎この申込みにおいて祭祀の主宰者とは、葬儀の喪主、法事の施主等を務めた方、あるいは死亡届等を提出した方等、ご遺骨を守っていく立場にある方のことをいいます。

<証明書類> (下記1～7のいずれか1つ ※3以外はコピーを提出)

- 1 申込者が、葬儀の喪主であることが確認できる葬儀一式の領収書（故人名が記載され、宛名が申込者であることが確認できるものに限る）又は会葬礼状
- 2 申込者が、申込遺骨の法事の施主であることが確認できる法事の際の寺院等の証明書等
- 3 申込者が、申込遺骨の死亡届出人となっている戸籍謄本
- 4 申込者が、申請者となっている申込遺骨の埋火葬許可証
- 5 申込者が、申込遺骨を預けている都立霊園等の一時収蔵施設使用許可証
- 6 申込者が、宛先となっている都立霊園等発行の遺骨引渡証明書
- 7 申込者が、使用者となっている墓地の埋蔵・収蔵証明書

※上記の証明書類がない場合は、お問い合わせください。

### <法事の際の寺院等の証明書の作成例>

<p><b>法要証明書</b></p> <p>××年××月××日に、故 ○○ ○○ 様 ○回忌法要を施主 ○○ ○○ 様が執り行ったこと を証明します。</p> <p style="text-align: right;">××年××月××日</p> <p>寺院名 宗教法人 △△寺 所在地 △△市△△町××番地 代表役員 ○○ ○○ (代表者印又は法人印)</p>
--

### <証明書作成上の注意>

- 1 「法要証明書」の様式は、縦書き・横書きを問いませんが、作成例に示した事項が記載されている必要があります。
- 2 死亡者氏名（本名）は、戸籍上の文字で正確に記入してください。
- 3 証明書には、登録されている代表者印又は法人印が必要になります。

# 申込資格の確認について

## 埋蔵・収蔵証明書について

- ◎申込遺骨を公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵・収蔵している方は、書類審査の際に、現在、申込遺骨が埋蔵・収蔵されている墓地・納骨堂を管理する寺院等が発行する「埋蔵・収蔵証明書」が必要となります。
- ◎「埋蔵・収蔵証明書」は、芝生墓地の「改葬」区分、合葬式墓地および樹林式墓地の「遺骨所持」区分を申し込まれた方の、遺骨の証明書類として有効です。

### <作成例>

#### ●寺院等の墓地・納骨堂に埋蔵・収蔵の場合

### 埋蔵・収蔵証明書

申請者住所 △△市△△△×××  
氏名 ○○ ○○  
(遺骨からみた続柄) ○○  
1 死亡者氏名(本名) ○○ ○○  
2 死亡年月日 ××年××月××日  
上記 ○○ ○○ 様の遺骨を当院の墓地(納骨堂)に埋蔵・収蔵していることを証明します。  
  
××年××月××日  
寺院名 宗教法人 △△寺  
所在地 △△市△△町××番地  
代表役員 ○○ ○○(代表者印又は法人印)

#### ●個人又は共同の墓地・納骨堂に埋蔵・収蔵の場合

### 埋蔵・収蔵証明書

申請者住所 △△市△△△×××  
氏名 ○○ ○○  
(遺骨からみた続柄) ○○  
1 死亡者氏名(本名) ○○ ○○  
2 死亡年月日 ××年××月××日  
上記 ○○ ○○ 様の遺骨を△△市△△町××番地の個人(共同)墓地に埋蔵・収蔵していることを証明します。  
  
××年××月××日  
住 所 △△市△△町××番地  
墓地管理者 ○○ ○○  
△△市△△町××番地は墓地であることを証明する。  
市区町村長又は保健担当官庁の長の印(公印)

### <証明書作成上の注意>

- 1 「埋蔵・収蔵証明書」の様式は、縦書き・横書きを問いませんが、作成例に示した事項が記載されている必要があります。
- 2 死亡者氏名(本名)は、戸籍上の文字で正確に記入してください。
- 3 証明書には、登録されている代表者印又は法人印が必要になります。
- 4 個人墓地又は共同墓地の場合は、当該地が墓地であることを市区町村長から「埋蔵・収蔵証明書」の末尾に証明してもらうか、別途証明書を発行してもらってください。

## 胎児の遺骨による申込みについて

- ◎胎児(妊娠4か月<12週>以上)の遺骨で申し込む場合は、書類審査の際に死胎埋火葬許可証、母子手帳、病院等の証明書、火葬場の証明書のいずれかのコピーを提出していただき、確認します。

※長い年月が経っている場合などで上記の証明書類がない場合は、お問い合わせください。

# 使用許可について

## 使用許可申請

◎書類審査が完了した方は、使用許可申請の手続きを行っていただきます。

## 使用料・管理料の納入

◎使用許可申請を行った方には、使用料・管理料を納入していただきます。ただし、合葬式墓地・樹林式墓地については、管理料相当分が使用料に含まれています。

◎納入期限までに、納入通知書に記載された金額を指定した金融機関の窓口でお支払いください。

※令和4年度分の管理料は、使用許可日の属する月の分からその年度末までの分を月割りした額となります。

※納入した使用料・管理料は、お返しできませんのでご注意ください。ただし、芝生墓地については、使用許可を受けた日から1年以内に墓地を使用せずに返還手続きを完了した場合のみ、使用料のうち半額をお返しします。

## 管理料について

◎管理料は、苑内の園路、緑地を含めた共用部分の維持管理経費の一部として、1年分を毎年1回お支払いいただくもので、墓地の形態ごとに料金が定められています。

◎複数年分をまとめて前払いする制度はございません。

◎管理料の金額は、見直しが行われ、改定されることがあります。

◎合葬式墓地・樹林式墓地は、毎年の管理料相当分が使用料に含まれています。

## 使用許可証の交付

◎使用許可申請を終了し、使用料・管理料を納入された方に「墓地使用許可証」を交付します。墓地使用許可証は使用者の住所へ、「レターパックプラス」により郵送します。レターパックプラス代金の納入は、使用料・管理料の納入と同時にお願いします。

## 使用上の注意・制限等

### 芝生墓地（家名等表示板の設置基準）

#### 1 規格

- ◎縦20.5cm、横41cm、厚さ3cmを標準とします。
- ◎材質は、耐候性に優れ、耐久性を有する石材を原則とします。
- ◎色の制限はありませんが、周辺環境との調和に配慮したものとします。

#### 2 表示内容

- ◎家名、埋蔵される方の名前・戒名、座右の銘やメッセージなどを刻むことができます。
- ◎家名を表示する場合は、一墓石一家名を原則とし、芝生墓地の使用許可を受けた方又は埋蔵される方の家名を原則とします。

#### 3 設置方法

- ◎墓石にしっかりと接着し、墓石や周辺施設に損傷を与えることのない方法により取り付けるとします。
- ◎墓地を返還する場合には家名等表示板を取り外していただくため、その際に墓石や周辺施設に損傷を与えることなく取り外せるようにしてください。
- ◎墓石や周辺施設に損傷を与えた場合は、補修又はこれに要する費用を賠償していただく場合があります。

#### 4 その他

- ◎「公営 稲城・府中メモリアルパーク」では、家名等表示板の作成・設置、芝生墓地への納骨業務等は行っておりませんので、石材業者・工事店等のご自身で手配してください。（業者等の指定制度や登録制度はありません。また、業者の紹介も行っておりません。）

### 合葬式墓地・樹林式墓地（墓誌への刻字について）

- ◎刻字することができるのは、合葬式墓地・樹林式墓地の使用許可の対象となった埋蔵者又は埋蔵予定者の氏名に限ります。
- ◎1名分の氏名は、縦11.6cm、横2.4cmの枠内に、縦書きで調和のとれた文字で刻字してください。
- ◎字体は、楷書体とします。
- ◎氏名と氏名の間は横1cm、縦1cmの間隔をあけるものとします。
- ◎墓誌の端からの余白は、上端から1.6cm、下端から1.8cm、左端及び右端から2.7cmとします。
- ◎埋蔵予定者が生前中に氏名を刻字するときは、字を朱色に塗装し、当該埋蔵予定者の焼骨を埋蔵するときは、朱色を消去してください。
- ◎刻字する位置を指定することはできません。
- ◎刻字する位置は、刻字当日に管理事務所が指定しますが、墓誌の最上段の右端から順次左に向かって、連続して刻字することとします。左端まで刻字したら、改行して次の下段の右側から刻字することとします。
- ◎「公営 稲城・府中メモリアルパーク」では、墓誌への刻字業務は行っておりませんので、石材業者・工事店のご自身で手配してください。（業者等の指定制度や登録制度はありません。また、業者の紹介も行っておりません。）

## 使用者の責務等

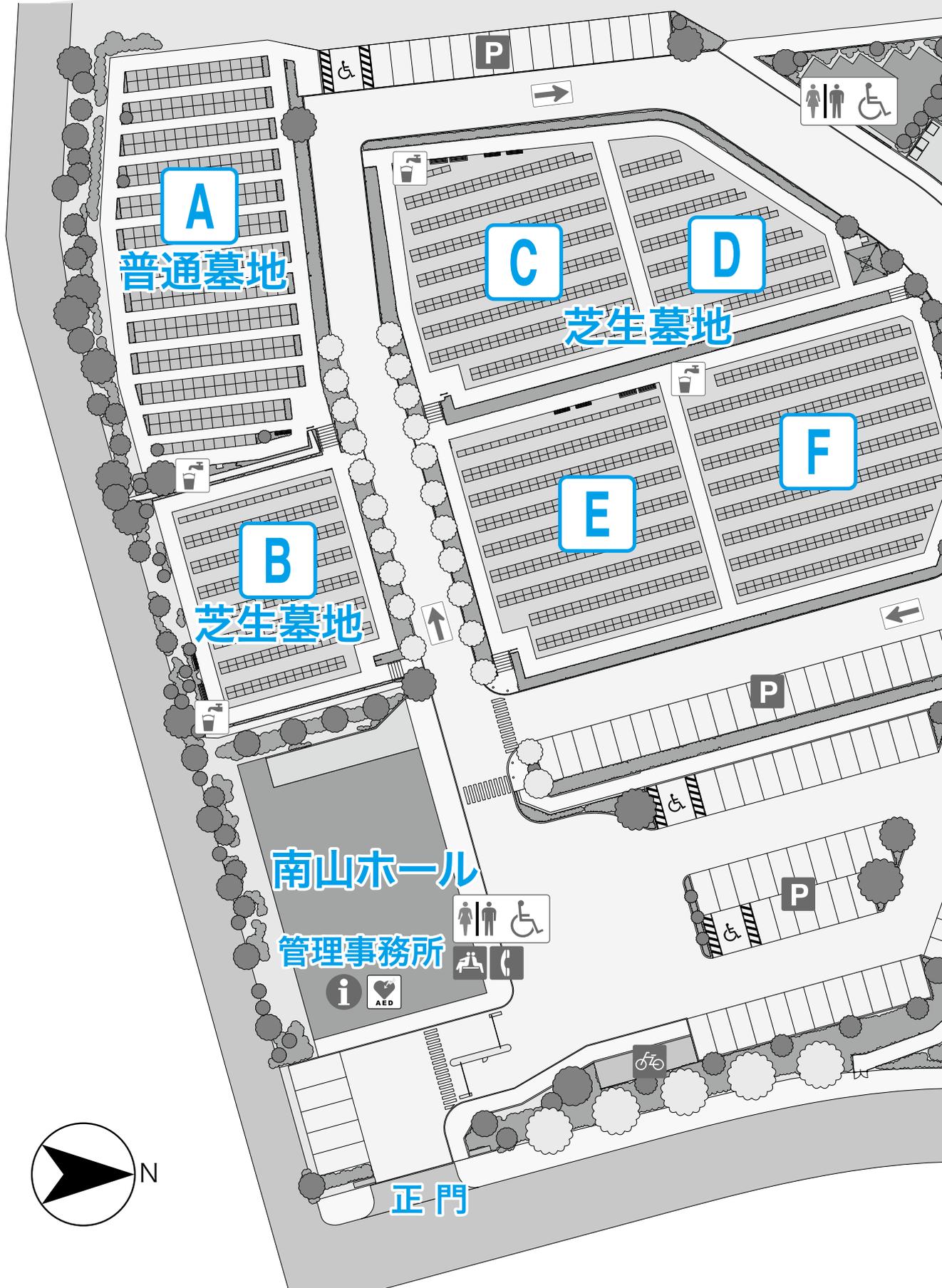
◎墓地の利用者は「墓地、埋葬等に関する法律」「同施行規則」「稲城・府中墓苑組合墓苑の設置及び管理に関する条例」「同施行規則」等の規定を遵守し、適正に利用しなければいけません。

### <「稲城・府中墓苑組合墓苑の設置及び管理に関する条例」の主な規定>

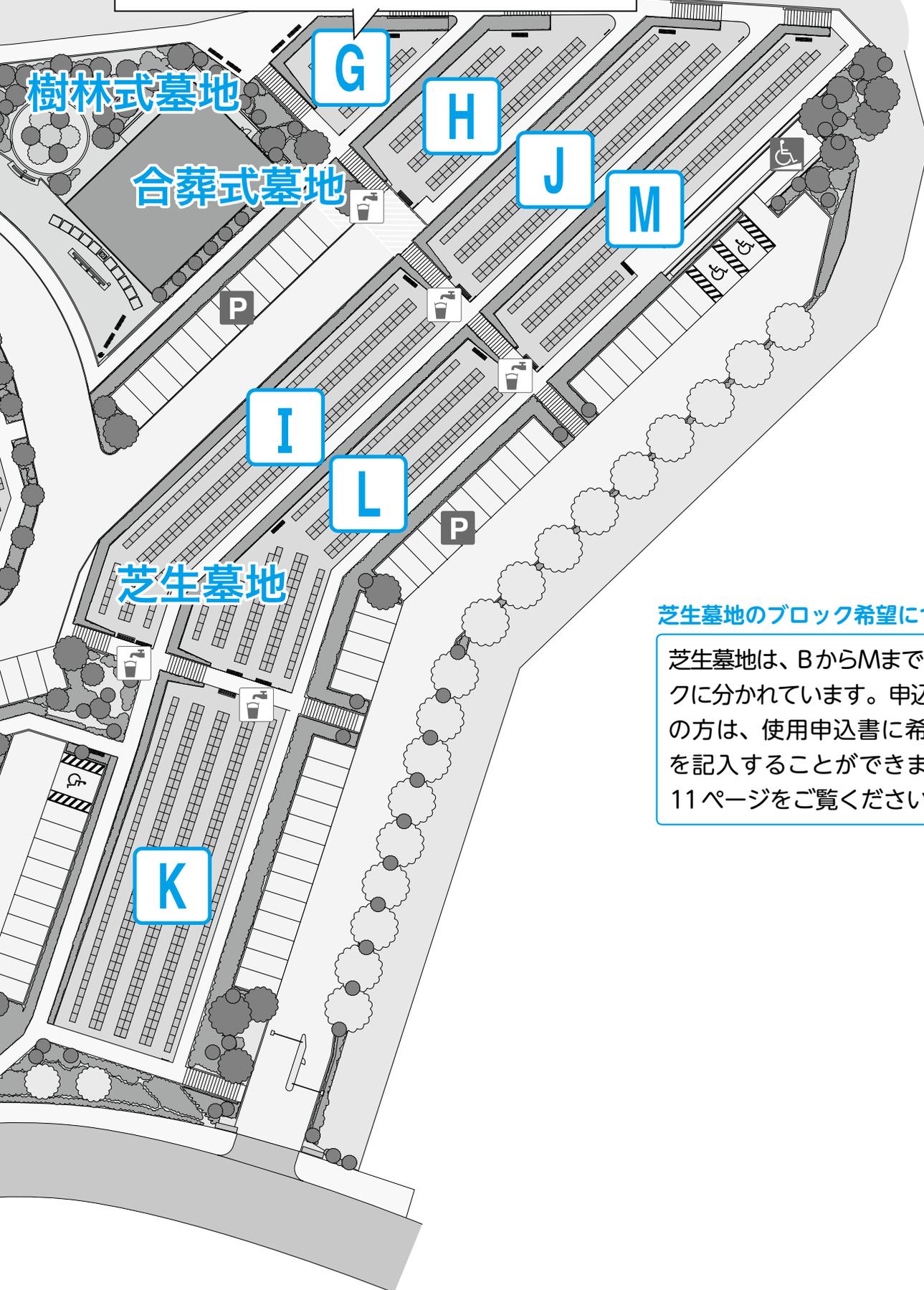
- 1 墓地を他の者に転貸し、又は譲渡することはできません。
- 2 利用者の死亡等により、利用者の地位を承継する場合は、遅滞なく管理者に申請し、その承認を受けなければなりません。なお、利用者の地位を承継できる場合は、利用者の死亡や離婚や離縁等の特別な事情に限ります（利用者が生前に承継することは、原則としてできません。）
- 3 墓地を利用する必要がなくなったときは、直ちに管理者に届け出るとともに、施設を原状に回復しなければなりません。工事費は利用者の負担となります。（ただし、有期限芝生墓地は除く。）
- 4 管理者は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、利用許可を取り消すことができます。
  - (1) 不正な手段により、利用許可を受けたとき
  - (2) 利用許可に際して付した条件に違反したとき
  - (3) 墓地を焼骨等の埋蔵の目的以外の用途に利用したとき
  - (4) 利用許可を受けた日から1年以内に、芝生墓地においては家名等表示板を、普通墓地においては墳墓等を設置しないとき
  - (5) 利用許可を受けた日から1年以内に、許可の対象となった焼骨を埋蔵しないとき（生前申込の場合を除く。）
  - (6) 管理者の措置命令に従わなかったとき
  - (7) 利用料を指定する日までに納付しないとき
  - (8) 管理料を5年間滞納したとき



# 苑内案内図



Gブロックの募集はありません



#### 芝生墓地のブロック希望について

芝生墓地は、BからMまでの12ブロックに分かれています。申込区分「S-1」の方は、使用申込書に希望ブロックを記入することができます。詳細は11ページをご覧ください。







# 令和4年度 公営 稲城・府中メモリアルパーク 使用申込書

しば ふ ぼ ち  
芝生墓地

を申込み方は

使用  
申込書  
①

へ…

がっ そう しき ぼ ち  
合葬式墓地

を申込み方は

使用  
申込書  
②

へ…

じゅ りん しき ぼ ち  
樹林式墓地

を申込み方は

使用  
申込書  
③

へ…

- ◎「申込みのしおり」と記入例をよく確認した上で、お申し込みください。
- ◎記入の際は、ボールペン等、文字の消えない筆記具を使用してください。
- ◎申し込みは、郵送または持参にて受け付けます。(各申込期間の最終日までの消印有効)
- ◎資格のある方1人につき1件の申込みに限り（芝生墓地、1世帯につき1件の申込みに限り）。ただし合葬式墓地1体用については、1件で複数枠の申し込みをすることが可能です。
- ◎必ず、この冊子に綴じ込みされている専用の使用申込書と挟み込まれている専用の封筒を使用してください。使用申込書は3つ折りにし封筒に入れてください。

令和4年度  
公営 稲城・府中メモリアルパーク 使用申込書①  
(芝生墓地)

○申込者情報

ふりがな	いなぎ	たろう	生年月日
(姓)	稲城	(名)	大(昭)平 46年 11月 1日
住所	〒206-0802 稲城市東長沼〇〇〇〇 △△△マンション×××		
電話番号	042-〇〇〇-××××	携帯電話	090-〇〇〇〇-××××

稲城・府中墓苑組合墓苑の設置及び管理に関する条例に基づき、次のとおり墓地の使用を申し込みます。

○申込区分

「S-1 芝生墓地」または「S-2 有期限芝生墓地」いずれかにを入れてください。  
※「S-1 芝生墓地」の場合のみ、希望ブロックを記入してください。

S-1 芝生墓地		
遺骨所持	生前	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
希望ブロック		
第1希望	第2希望	第3希望

S-2 有期限芝生墓地	
遺骨所持	生前
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※ブロック及び区画の希望はできません。

※ブロック名のみ記入してください。  
※ブロック内の位置は希望できません。

○申込遺骨名

ふりがな	いなぎ いちろう	<input checked="" type="checkbox"/> 改葬骨でない遺骨	申込者から見た続柄
申込遺骨名	稲城 一郎	<input type="checkbox"/> 改葬骨	父

審査欄(申込者は記入しないこと)

事務局長	主 査	担 当	備考欄

- ・ 申込者の氏名は戸籍上の文字で、住所は住民票上の住所を記入してください。
- ・ 「遺骨所持」区分で申し込む場合、遺骨を複数所持されている場合でも、申込遺骨名の欄に、1体だけ記入してください。
- ・ 申込遺骨が胎児の場合、申込遺骨名には「死胎児」と記入してください。

# 令和4年度 公営 稲城・府中メモリアルパーク 使用申込書① (芝生墓地)

## ○申込者情報

ふりがな			生年月日
名前	(姓)	(名)	大 昭 平 年 月 日
住所	〒 -		
電話番号			携帯電話

稲城・府中墓苑組合墓苑の設置及び管理に関する条例に基づき、次のとおり墓地の使用を申し込みます。

## ○申込区分

「S-1 芝生墓地」または「S-2 有期限芝生墓地」いずれかにを入れてください。

※ 「S-1 芝生墓地」の場合のみ、希望ブロックを記入してください。

S-1 芝生墓地		
遺骨所持	生前	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
希望ブロック		
第1希望	第2希望	第3希望

S-2 有期限芝生墓地	
遺骨所持	生前
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※ブロック及び区画の希望はできません。

※ブロック名のみ記入してください。  
※ブロック内の位置は希望できません。

## ○申込遺骨名

ふりがな		<input type="checkbox"/> 改葬骨でない遺骨	申込者から見た続柄
申込遺骨名		<input type="checkbox"/> 改葬骨	

## 審査欄(申込者は記入しないこと)

事務局長	主 査	担 当	備考欄

令和4年度  
公営 稲城・府中メモリアルパーク 使用申込書②  
(合葬式墓地)

ご記入は  
次頁へ

○申込者情報

ふりがな	ふちゅう	はなこ	生年月日
名 前	(姓) 府中	(名) 花子	大(昭)平 29年 4月 1日
住 所	〒183-0022 府中市宮西町〇-××		
電話番号	042-〇〇〇-××××	携帯電話	090-〇〇〇〇-××××

稲城・府中墓苑組合墓苑の設置及び管理に関する条例に基づき、次のとおり墓地の使用を申し込みます。

○申込区分(①から③いずれかにチェック☑を入れてください)

① 1体用	② 2体用	③ 1体用複数	③ 1体用複数の方のみ記入 納骨壇の位置について並べて配置を希望しますか。 <input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
	☑		

○申込遺骨名(埋蔵予定者名)※生前で申し込む場合は、必ず本人を埋蔵予定者に含めてください。

ふりがな	ふちゅう はなこ	<input type="checkbox"/> 遺骨	申込者から見た続柄	本人
申込遺骨名1 (埋蔵予定者名)	府中 花子	<input checked="" type="checkbox"/> 生前		
ふりがな	たまがわ みどり	<input checked="" type="checkbox"/> 遺骨	申込者から見た続柄	母
申込遺骨名2 (埋蔵予定者名)	多摩川 緑	<input type="checkbox"/> 生前		
ふりがな		<input type="checkbox"/> 遺骨	申込者から見た続柄	
申込遺骨名3 (埋蔵予定者名)		<input type="checkbox"/> 生前		
ふりがな		<input type="checkbox"/> 遺骨	申込者から見た続柄	
申込遺骨名4 (埋蔵予定者名)		<input type="checkbox"/> 生前		
ふりがな		<input type="checkbox"/> 遺骨	申込者から見た続柄	
申込遺骨名5 (埋蔵予定者名)		<input type="checkbox"/> 生前		

審査欄(申込者は記入しないこと)

事務局長	主 査	担 当	備考欄

- ・ 申込者の氏名は戸籍上の文字で、住所は住民票上の住所を記入してください。
- ・ 申込遺骨に生前の方が含まれる場合、申込遺骨名1の欄に申込者の氏名を記入し、続柄は「本人」と記入してください。
- ・ 申込区分が②または③の場合、申込遺骨名2以下の欄にも必ず記入してください。
- ・ 申込遺骨が胎児の場合、申込遺骨名には「死胎児」と記入してください。
- ・ 6体以上申込みされる場合は、使用申込書②をコピーしてください。

ここから切り取ってください。

# 令和4年度 公営 稲城・府中メモリアルパーク 使用申込書② (合葬式墓地)

## ○申込者情報

ふりがな			生年月日
名前	(姓)	(名)	大 昭 平 年 月 日
住所	〒 -		
電話番号			携帯電話

稲城・府中墓苑組合墓苑の設置及び管理に関する条例に基づき、次のとおり墓地の使用を申し込みます。

## ○申込区分(①から③いずれかにチェック☑を入れてください)

① 1体用	② 2体用	③ 1体用複数

### ③1体用複数の方のみ記入

納骨壇の位置について並べて配置を希望しますか。  
 はい  いいえ

## ○申込遺骨名(埋蔵予定者名) ※生前で申し込む場合は、必ず本人を埋蔵予定者に含めてください。

ふりがな		<input type="checkbox"/>	遺骨	申込者から見た続柄	
申込遺骨名1 (埋蔵予定者名)		<input type="checkbox"/>	生前		
ふりがな		<input type="checkbox"/>	遺骨	申込者から見た続柄	
申込遺骨名2 (埋蔵予定者名)		<input type="checkbox"/>	生前		
ふりがな		<input type="checkbox"/>	遺骨	申込者から見た続柄	
申込遺骨名3 (埋蔵予定者名)		<input type="checkbox"/>	生前		
ふりがな		<input type="checkbox"/>	遺骨	申込者から見た続柄	
申込遺骨名4 (埋蔵予定者名)		<input type="checkbox"/>	生前		
ふりがな		<input type="checkbox"/>	遺骨	申込者から見た続柄	
申込遺骨名5 (埋蔵予定者名)		<input type="checkbox"/>	生前		

## 審査欄(申込者は記入しないこと)

事務局長	主 査	担 当	備考欄	

ここから切り取ってください。

令和4年度  
公営 稲城・府中メモリアルパーク 使用申込書③  
(樹林式墓地)

ご記入は  
次頁へ

○申込者情報

ふりがな	ふちゅう	はなこ	生年月日
(姓)	府中	(名)	大昭平 29年4月1日
住所	〒183-0022 府中市宮西町〇-×× 042-〇〇〇-×××× 090-〇〇〇〇-××××		
電話番号		携帯電話	

稲城・府中墓苑組合墓苑の設置及び管理に関する条例に基づき、次のとおり墓地の使用を申し込みます。

○申込区分(1体用または2体用いずれかにチェック☑を入れてください)

1体用	2体用
☑	

○申込遺骨名(埋蔵予定者名)※生前で申し込む場合は、必ず本人を埋蔵予定者に含めてください。

1体目	ふりがな	ふちゅう いちろう	<input checked="" type="checkbox"/> 遺骨	申込者から見た続柄	父
	申込遺骨名1 (埋蔵予定者名)	府中 一郎	<input type="checkbox"/> 生前		
2体目	ふりがな		<input type="checkbox"/> 遺骨	申込者から見た続柄	
	申込遺骨名2 (埋蔵予定者名)		<input type="checkbox"/> 生前		

審査欄(申込者は記入しないこと)

事務局長	主 査	担 当	備考欄

- ・申込者の氏名は戸籍上の文字で、住所は住民票上の住所を記入してください。
- ・申込遺骨に生前の方が含まれる場合、1体目の欄に申込者の氏名を記入し、続柄は「本人」と記入してください。
- ・申込区分が2体用の場合、2体目の欄にも必ず記入してください。
- ・申込遺骨が胎児の場合、申込遺骨名には「死胎児」と記入してください。

# 令和4年度 公営 稲城・府中メモリアルパーク 使用申込書③ (樹林式墓地)

## ○申込者情報

ふりがな			生年月日
名前	(姓)	(名)	大 昭 平 年 月 日
住所	〒 -		
電話番号		携帯電話	

稲城・府中墓苑組合墓苑の設置及び管理に関する条例に基づき、次のとおり墓地の使用を申し込みます。

## ○申込区分(1体用または2体用いずれかにチェック☑を入れてください)

1体用	2体用

## ○申込遺骨名(埋蔵予定者名) ※生前で申し込む場合は、必ず本人を埋蔵予定者に含めてください。

1 体 目	ふりがな		<input type="checkbox"/>	遺骨	申込者 から見た 続柄	
	申込遺骨名1 (埋蔵予定者名)		<input type="checkbox"/>	生前		
2 体 目	ふりがな		<input type="checkbox"/>	遺骨	申込者 から見た 続柄	
	申込遺骨名2 (埋蔵予定者名)		<input type="checkbox"/>	生前		

## 審査欄(申込者は記入しないこと)

事務局長	主 査	担 当	備考欄	

# 封筒の書き方

## 記入例

ご記入は、この冊子に挟み込まれている封筒へ

### 封筒記入例（表面）

切手を貼ってください

206-0812

稲城市矢野口3567番地

稲城・府中墓苑組合  
(公営 稲城・府中メモリアル  
パーク管理事務所) 行

令和4年度  
公営 稲城・府中メモリアルパーク  
使用申込書 在中

申込区分

墓地の種類
芝生墓地
合葬式墓地
樹林式墓地

※使用申込書に記入した申込区分の墓地の種類を○印で囲んでください。

### 封筒記入例（裏面）

投函する前に確認してください！

申込資格（居住要件等）を確認しましたか？  
 専用の使用申込書を入れましたか？  
 申込遺骨名（埋蔵予定者名）を記入しましたか？  
※芝生墓地「生前」区分を除く。  
 住所、宛名等の記入漏れはありませんか？  
 この封筒の表面には、切手を貼りましたか？

※封筒には、専用の使用申込書1枚のみを入れてください。

住所	〒206-0802 稲城市東長沼〇〇〇〇
	△△△マンション×××
TEL	〇〇〇-×××-△△△△
氏名	稲城 太郎

※使用申込書に記入した郵便番号、住所、電話番号、氏名を記入してください。

- ・表面に、84円分の切手を貼ってください。
- ・表面の太枠内に、「使用申込書」に記入した「墓地の種類」（芝生・合葬式・樹林式のいずれか1つ）を○印で囲んでください。
- ・裏面の太枠内に、「使用申込書」に記入した「郵便番号」「住所」「電話番号」「氏名」を記入してください。

ここから切り取ってください。

## 苑内施設のご案内

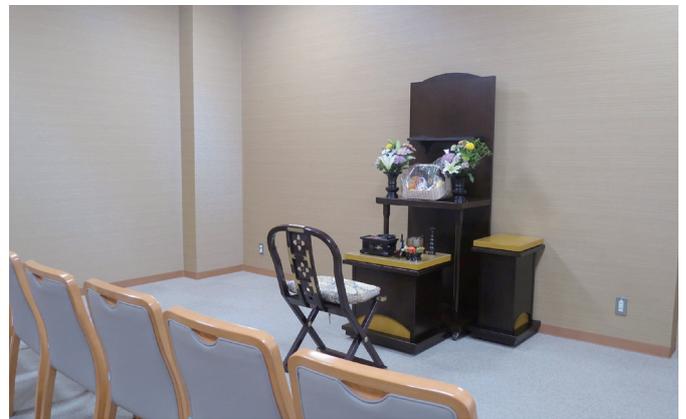
### 葬儀・法要施設 **南山ホール**

苑内には、葬儀・法要施設の「南山ホール」を併設しています。

館内には、葬儀・法要設備のほか、管理事務所、休憩所、売店等があります。ご来苑の際にはお気軽にお立ち寄りください。



【葬儀式場】祭壇を常設しています。  
料金は1回75,600円～（稲城・府中市民以外は151,200円～）



【法要室】法要やお食事等にご利用ください。  
料金は2時間4,320円～（稲城・府中市民以外は8,640円～）



【休憩所】どなたでも自由にご利用いただけます。  
奥には管理事務所があります。



【売店】休憩所内にあり、生花や線香などの販売、芝生墓地用香炉の無料貸出などを行っています。

# 公営 稲城・府中メモリアルパークへの交通案内図

## 最寄駅

- 京王相模原線「稲城駅」から徒歩で約20分、タクシーで約5分
  - JR南武線「稲城長沼駅」からタクシーで約10分
- ※最寄駅からメモリアルパークまでの公共交通機関はありません。

お盆(7・8月)、お彼岸(秋、春)、墓地内覧会時には、JR南武線「稲城長沼駅」及び京王相模原線「稲城駅」から京王バスがご利用いただけます。ダイヤなどの詳細はHPをご覧ください。

## 駐車場 166台(1時間以内無料)

カーナビゲーションで当施設の住所や電話番号で検索しても、目的地が正しく表示されない場合があります。カーナビゲーションをご利用の際は、京王相模原線「稲城駅」で検索していただくことをお勧めしています。

## 案内図



## 墓地内覧会を開催します

**開催日:6月4日(土)、9月3日(土)、12月3日(土)**

合葬式墓地の建物内を含む墓地をご見学いただけます。お気軽にお越しください。

**時 間:午前9時30分～午後1時**

※内覧会当日は、稲城長沼駅・稲城駅から京王バスがご利用いただけます。

ダイヤなどの詳細はHPをご覧ください。

※内覧会日以外でも自由に苑内見学することもできます。管理事務所にお声掛けいただければ苑内のご案内をいたします。

管理事務所受付 午前8時30分～午後5時(三が日を除く) TEL042-379-9731